

# 「みなし認定」の事業計画申請の流れ

The screenshot shows the homepage of the Agency for Natural Resources and Energy. The main navigation bar includes links for Home, About Us, Policy, and Statistics. A sidebar on the left contains various service categories, with 'New Business Plan Electronic Application' highlighted in a red box. The main content area features a large banner for 'New Fixed Price Purchase System' and a section for 'Business Plan Submission' with buttons for 'Electronic Application' and 'Paper Application', both highlighted in red boxes. A 'Frequently Asked Questions' section is also visible.

ログインページにリンクします。  
ご自身が「登録者」としてのログインID  
をお持ちの方はこちらから登録できます。

This screenshot shows the login page with a 'ログイン' (Login) button highlighted in a red box. The page contains information about user registration and login procedures.

操作マニュアルが用意されている  
電子申請の案内ページにリンクします。

This screenshot shows the '電子申請の手続方法' (Electronic Application Procedure) page, which provides detailed instructions for the online application process.

申請書・記載要綱が用意されている  
紙申請の案内ページにリンクします。

This screenshot shows the '紙申請の手続方法' (Paper Application Procedure) page, which provides detailed instructions for the offline application process.



# 紙申請での手続方法のページ

【ご自身が「登録者」としてのログインIDをお持ちでない方】

紙申請での手続方法

必要書類

- 事業計画書
  - ※ 様式第19「再生可能エネルギー発電事業計画書【みなし認定用】（10kW未満の太陽光発電を除く）」（記載要領はこちら）
  - ※ 様式第20「再生可能エネルギー発電事業計画書【みなし認定用】（10kW未満の太陽光発電）」（記載要領はこちら）
- 代行提出依頼書（記載例はこちら）
- 設備設置者の印鑑証明書
  - ※ 本人確認のため必ず提出してください。
- 接続の回線を証する書類の写し
  - ※ 平成29年3月31日までに売電を開始していない方のみ必須
  - ※ 発電設備の出力や電力会社ごとに必要な書類・名称が異なるため、こちらで確認の上、提出してください。ご不明な点は各電力会社にお問合せください。

上記の書類を以下の宛先に送付してください。

〒273-0011  
千葉県船橋市湊町2-6-33 NTT船橋ビル2階  
「再生可能エネルギー新制度移行手続代行センター」宛

なお、書類等は必ず郵送にて提出をお願いします。直接持参いただいたりも受け付けられませんのでご注意ください。

書類郵送先です

事業計画の提出の流れ

設備設置者  
or  
代行事業者

移行手続代行センター

経済産業局

抵提出 → 代行入力 → 電子申請

STEP 1 上記の必要書類 (1) ~ (3) (平成29年3月31日までに売電を開始していない方は (4) も) を、上記の宛先まで提出してください。

提出から確認完了まで1~2か月程度かかります。(ただし、申請書類に不備がある場合を除く。)

STEP 2 事業計画の nộiが確認され、新制度への移行が完了すると、代行提出依頼者に記載されたメールアドレス宛にメールで通知が届きます。

- ※ 新制度の下で変更手続を行う場合は、この事業計画を提出し、新制度への移行が完了した旨の通知が届いた後で、手続が可能となります。
- ※ メールアドレスをお持ちでない場合で、移行手続の審査状況を確認したい場合は、提出から1~2ヶ月後に電話にて以下までお問い合わせください。

TEL: 0570-057-333 受付時間: 平日9:00~18:00

10kW未満の太陽光発電を除く  
申請用紙（ワード）と記載要綱（PDF）

10kW未満の太陽光発電の  
申請用紙（ワード）と記載要綱（PDF）

代行提出依頼書の  
申請用紙（ワード）と記載例（PDF）